

生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)への推薦に係る公募要領 —ユネスコ生物圏保存地域世界ネットワークへの加盟申請—

令和 8 年 8 月
日本ユネスコ国内委員会
科学小委員会
人間と生物圏(MAB)計画分科会

【趣旨】

国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)は、「人間と生物圏(Man and the Biosphere : MAB)計画」の枠組みにより、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的とした取組を推進しています。

この度、ユネスコ生物圏保存地域世界ネットワークへ加盟する地域※について、我が国からの推薦候補地を公募します。

※ユネスコが「生物圏保存地域(Biosphere Reserve:BR)」(日本国内では「ユネスコエコパーク」と呼ぶ。)として認定するもの。

本公募は、令和9年9月を目途にユネスコへ推薦する候補地を募集するものです。

なお、現在、BRの新規申請・定期報告手続きをデジタルプラットフォームから提出する方法へ変更する作業がユネスコで進められており、令和9年は従来のPDF形式とした書類を提出する方法と、デジタルプラットフォームから提出する方法を併用する移行期間となります。令和10年からは、デジタルプラットフォームから提出する方法のみとなります。本公募要領は、PDF形式とした書類を提出する方法を用いることを念頭に作成しています。

- ユネスコエコパークに関する概要は、以下のリンク(日本ユネスコ国内委員会(以下「国内委員会」という。)ウェブサイト内)を御参照ください。

＜生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)＞

<http://www.mext.go.jp/unesco/005/1341691.htm>

- 申請様式等は以下からダウンロード可能です。

＜生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)への推薦について(公募要領)＞

<https://www.mext.go.jp/unesco/005/1358624.htm>

1. 申請対象

ユネスコ生物圏保存地域世界ネットワーク(World Network of Biosphere Reserve: WNBR)に関する定款「(別紙1-1)世界ネットワーク(WNBR)定款」に示されているユネスコエコパーク(BR)としての機能や基準を満たしている地域

※ 推薦地域の区域の設定については、「(別紙3)ユネスコエコパーク(BR)の保護担保措置・ゾーニングに関する基本的な考え方」に基づいて行うこと。

2. 申請者

申請地域において、ユネスコエコパークとしての取組を管理運営する自治体等（自治体及びその他関係団体により構成される協議会を含む。）

※ 申請地域における取組の運営母体であること。

※ 関係地域の自治体等から構成される組織の体制が確立されていること。

※ 「（様式3）同意書」にて、当該地域に含まれる全ての関係自治体の首長等からの同意書を添付すること。

3. 申請方法

申請を希望する自治体等は、国内委員会に、以下の必要書類を提出すること。

- ・ （様式1）生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）申請概要
- ・ （様式2）生物圏保存地域申請フォーム[仮訳]
- ・ （様式3）同意書

※ 下記のとおり、電子メール及び郵送等の両方により提出すること。電子メールのみ又は郵送等のみの応募は申請とみなされない。

[1] 電子メール

- ・ 様式1、様式2及び様式3を Excel ファイル及び Word ファイルでメールに添付して公募要領末尾「本件担当、連絡先」宛てに送信すること。
- ・ メールの件名は、「【ユネスコエコパーク申請書】（申請者名）」とすること。
- ・ メールを受信した場合は、受信確認メールを送信するので、必ず当該メールを確認すること。メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

[2] 郵送等（郵便、宅配便等）

- ・ 様式1、様式2及び様式3を紙媒体で正本1部及び副本7部を公募要領末尾「本件担当、連絡先」へ送付すること。
- ・ 封筒又は段ボールに「ユネスコエコパーク申請書在中（申請者名）」と朱書きすること。
- ・ 簡易書留、宅配便等、配達記録の残る方法で送付すること。送付上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

[3] その他

- ・ 提出書類に不備がある場合、審査対象とならない場合がある。
- ・ 提出書類を受領した後の修正（差替えを含む。）は、認められない。また、提出された書類は返却しない。申請内容について問い合わせをする場合があるので申請者において提出書類との写しを保存しておくこと。
- ・ 日本語、英語を含め、申請書作成に係る費用は、選定結果にかかわらず申請者の負担とする。

[4] 提出期限

令和8年10月30日（金）17時必着

4. 審査の手順

提出された書類に基づき、国内委員会科学小委員会人間と生物圏(MAB)計画分科会で審査する。最終的なユネスコへの申請の可否は、令和9年3月頃までに決定する。「(別紙4)ユネスコエコパーク申請に係る主な手続きの流れ」を参照。

5. 国内審査における評価基準

「(別紙2)生物圏保存地域審査基準(日本ユネスコ国内委員会 MAB 計画分科会決定)」を満たしていること。また、ユネスコ生物圏保存地域世界ネットワーク(World Network of Biosphere Reserve: WNBR)に関する定款(別紙 1-1)世界ネットワーク(WNBR)定款)に示されているBR(ユネスコエコパーク)としての機能や基準を満たしていること。

6. ユネスコへの登録申請

ユネスコへの推薦が認められた場合、申請者は令和9年7月頃までに、「(関連資料 1)申請書(英語):Biosphere Reserves Nomination Forms(ユネスコへの本申請用)」を国内委員会に提出する。令和9年9月頃に国内委員会からユネスコへ推薦する予定である。(別紙4参照)

7. その他

申請に際して、ユネスコエコパークに資する活動実績があり、当該地域におけるユネスコエコパークの趣旨に対する理解が進んでいる地域であることが求められる。ユネスコエコパークの趣旨及び活動を推進する上での留意点は、本公募要領末尾に「生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)について【留意点】」としてまとめている。

ユネスコエコパークは、「人間と生物圏(Man and the Biosphere)計画」の枠組みにおいて現在、運用されている「(関係資料2-1)杭州戦略行動計画」に積極的に取り組むことが求められる。申請に際して、これらの戦略・行動計画に基づいたユネスコエコパーク管理運営計画の策定が必要になる。

また、MAB 計画事業の枠組み・戦略・行動計画を確実に実施していくことを支援するための「(関係資料3)生物圏保存地域テクニカルガイドライン(TGBR)[仮訳]」が策定されているので、申請に当たって参考にすること。

ユネスコエコパークとして認められた場合には、「ユネスコ生物圏保存地域世界ネットワーク」に加盟することになるが、これとは別に、国内において、ユネスコエコパークに認定された地域のネットワークである「日本ユネスコエコパークネットワーク(Japan Biosphere Reserves Network(JBRN))」がある。ユネスコエコパークへの認定申請に意欲を持つ地域に対し、JBRNが認定までの経験等について共有しているので、必要に応じJBRNに問い合わせること。

【JBRN 連絡先】

日本ユネスコエコパークネットワーク (JBRN) 事務局

三重県大台町役場 戦略企画課

TEL:0598-82-3782

E-mail : odai-ki@odaitown.jp

■関係書類

<提出資料>

- ・ (様式1) 生物圏保存地域(ユネスコエコパーク) 申請概要
- ・ (様式2) 生物圏保存地域申請フォーム[仮訳]
- ・ (様式3) 同意書

<公募要領別紙>

- ・ (別紙1-1) 世界ネットワーク(WNBR) 定款
- ・ (別紙1-2) 世界ネットワーク(WNBR) 定款[仮訳]
- ・ (別紙2) 生物圏保存地域審査基準(日本ユネスコ国内委員会 MAB 計画分科会決定)
- ・ (別紙3) ユネスコエコパーク(BR)の保護担保措置・ゾーニングに関する基本的な考え方
- ・ (別紙4) ユネスコエコパーク申請に係る主な手続きの流れ

<その他関係書類>

- ・ (関係資料1) 申請書(英語):Biosphere Reserves Nomination Forms(ユネスコへの本申請用)
- ・ (関係資料2-1) 杭州戦略行動計画
- ・ (関係資料2-2) 杭州戦略行動計画[仮訳]
- ・ (関係資料3) 生物圏保存地域テクニカルガイドライン(TGBR)[仮訳]

■参考リンク

- 国内委員会事務局

<https://www.mext.go.jp/unesco/005/1341691.htm>

※以下の情報を掲載している。

- ・ 生物圏保存地域(ユネスコエコパーク) 概要(パンフレット含む。)
- ・ 国内ユネスコエコパークウェブサイト(※各ユネスコエコパークのウェブサイトへのリンク)
- ・ ユネスコ人間と生物圏(MAB: Man and the Biosphere)計画ウェブサイト(※ユネスコのウェブサイトへのリンク)

- 日本ユネスコエコパークネットワーク(JBRN)

<https://main-jbrn.ssl-lolipop.jp/>

※日本のユネスコエコパークの概要やJBRNとしての活動を掲載している。

○ 日本 MAB 計画支援委員会

<http://mab.main.jp/>

- ※ 日本 MAB 計画支援委員会は、JBRN を通じた交流の円滑化及び各ユネスコエコパークの活動を科学的見地から支援する、学術研究者等で構成される任意団体である。
- ※ ユネスコエコパークの事業概要、国内における最近の動向等について情報を掲載している。

【本件担当、連絡先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省国際統括官付ユネスコ第三係

TEL:03-5253-4111 (内線 2557)

E-mail:jpnatcom@mext.go.jp

※メールで問合せをする際は、メールのタイトルを「【問合せ】ユネスコエコパーク国内公募について」とすること。なお、問合せについては、国内公募要領及び申請書における記載方法についてのみ対応可能であり、申請書の内容の改善点等、その他の事柄に関する問合せについては回答できない。）

生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)について【留意点】

ユネスコは、1971年、生物多様性の保護を目的に、自然及び天然資源の合理的利用と保護に関する科学研究を進めるユネスコの政府間事業として「人間と生物圏(Man and the Biosphere:MAB)計画」を開始しました。また、ユネスコは、本MAB計画を実践するモデル地域を広めるため、「ユネスコ生物圏保存地域世界ネットワーク(WNBR)」を整備し、本ネットワークに加盟する地域を「生物圏保存地域(Biosphere Reserve:BR)」として認定し、相互の学びによる取組の向上と普及を推進しています。

世界遺産が、手つかずの自然を守ることを原則とする一方、生物圏保存地域は、生態系の保存と持続可能な利活用の調和を目的とする取組です。

<生物圏保存地域の目的>

生物多様性の保全、経済と社会の発展及び学術的支援の3つの機能を持ち、自然環境の保全と人間の営みが持続的に共存している地域を指定することにより、地域の取組と科学的な知見に基づく人間と自然の共生に関するモデルを提示する。

生物多様性の保全、生態系サービスの回復・強化及び天然資源の持続可能な促進、持続可能で健全かつ公平な経済、社会及び繁栄する人間居住地の構築、並びに気候変動や地球環境の変化その他の側面を緩和してこれに適応するための人々の能力強化を図る。

○ 認定される地域については、生物圏保存地域としての登録の要件が定められていますが(別紙1―1から3参照)、既に地域主導の活動として生態系の豊かさが保全されているか、持続可能な資源利用や自然保護と調和のとれた取組がなされているかを示す必要があります。また、認定後はユネスコエコパークとして、これらの活動の継続・発展を担保する組織体制や計画があるかが重要になります。ユネスコエコパークの構想、計画、実施等の全てのプロセスにおいて、地域の利害関係者や市民を巻き込み、オープンかつ参加型アプローチが取られていることが必要です。

○ 認定された地域は、「ユネスコ生物圏保存地域世界ネットワーク(World Network of Biosphere Reserve: WNBR)」に加盟することになります。MABにおいては、サステナビリティ・サイエンスや教育を通して学んだ教訓を生かし、最新かつ開かれた透明性の高い方法を利用して情報を伝達することとしています。世界ネットワークの一員として国際的にも協力しながら、自然科学と社会科学を基盤に、生態系の保全と持続的な利活用の調和を目的とした取組をさらに進めることが求められます。

世界ネットワーク(WNBR)のほか、各地域においてもネットワークが設立されており、認定された地域はこれらのネットワークに参画し、ユネスコエコパークの更なる発展のために協力していくことが求められます。

(日本の認定地域が参画しているネットワーク)

- ・ユネスコ生物圏保存地域世界ネットワーク(WNBR)
- ・東アジア生物圏保存地域ネットワーク(EABRN)
- ・東南アジア生物圏保存地域ネットワーク(SeaBRnet)

- 「人間と生物圏(MAB)計画」においては、これまで、セビリア戦略・マドリッド行動計画(2008-2013)、MAB 戦略・リマ行動計画(2016-2025)、そして杭州戦略行動計画(2026-2035)の3つの戦略・行動計画が示されており、認定される地域はこれらの戦略・行動計画を推進する地域となります。今後、認定される地域では、特に、杭州戦略行動計画に則した取組を積極的に企画し進めていくことが重要になります。また、世界ネットワーク(WNBR)の一員として、効果的で機能的かつ持続可能な開発モデルとして、持続可能な開発目標(SDGs)に向け努力し、ユネスコエコパークとして持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施に貢献することが強く求められます。
- 認定された地域は、取組状況について、10 年ごとに定期報告をユネスコへ提出することが求められます。